農林水産省における独立行政法人の評価体制及び手順について

1 農林水産大臣による評価の実施

独立行政法人通則法に基づき、農林水産大臣自らが、所管する独立行政法人の業績評価を実施。評価書案の作成に当たっては、農林水産省においては「農林水産省独立行政法人評価有識者会議(以下「有識者会議」という。)を設け、外部有識者の意見を聴取。

2 評価の手順

量

価

指

標

性的

評

価

指

- ① 法人からの自己評価書の提出
- ② 法人役員からのヒアリング → 3 有識者からの意見聴取(必須)

家畜改良センター部会(令和6年7月29日開催)

- ④ ②と③を踏まえ法人所管部局において評価書案を作成
- ⑤ 大臣官房広報評価課が評価書案の点検
- ⑥ 法人所管部局による決裁手続後、評価書が決定
- (7) 評価書の通知及び公表 (8月予定)

3 評定基準(家畜改良センターの業務実績の評定方法)

「○○以上」、「少なくとも○○」の記述となっている項目

S:目標値に対する達成度合が120%以上であり、かつ、 特に優れた成果が認められた場合

的 A:目標値に対する達成度合が120%以上

B:目標値に対する達成度合が100%以上120%未満

C:目標値に対する達成度合が80%以上100%未満

D:目標値に対する達成度合が80%未満、又は業務運営 の改善その他必要な措置を命ずる必要があると認められる。

S:計画を大きく上回り、かつ顕著な成果が得られた。

定 (中期目標達成に向け、特筆すべき業務の進捗状況にある)

A:計画を上回る成果が得られた。

B:計画どおり順調に実施された。

(このペースを維持すれば中期目標達成可能)

C:計画どおり実施されず、改善を要する。

(一部改善で中期目標を達成可能と見込まれる。)

標 D:計画どおり実施されず、当該業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める 必要があると認められる。